

2014年度 法科大学院

第2回既修者入学試験問題

1 時限

憲法(論文式)

試験時間 60 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

Xはきゅう業を県内で営んでいたが、きゅうの適応症としてリュウマチ、胃腸病、神経痛などの病名を記載したビラ約1000枚をXの施術所付近において配布した。これが「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」7条に違反するとして起訴された。なお同法の趣旨は、「国民の保健衛生上の見地から適切な医療を受ける機会を確保するため」とされた。

【資料】あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

第1条 医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けなければならない。

第7条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

1. 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
2. 第1条に規定する業務の種類
3. 施術所の名称、電話番号及び住所の場所を表示する事項
4. 施術日又は施術時間

② 前項第1号乃至第3号に掲げる事項について広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない

第13条の8 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1. 第5条又は第7条の規定に違反した者

設 問

Xがどのような憲法違反の主張ができるかを、国側の憲法上の主張を想定して、述べなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)